

# 人権の尊重

## 人権に対する考え方

明電グループは創業以来、社会インフラを支える電気設備を中心に様々な技術や製品・サービスを創出・提供し、社会の持続的な発展に貢献してきました。「より豊かな未来をひらく」「お客様の安心と喜びのために」という企業理念の実現に向けた企業活動の根底にあるものは、人権の尊重です。明電グループは

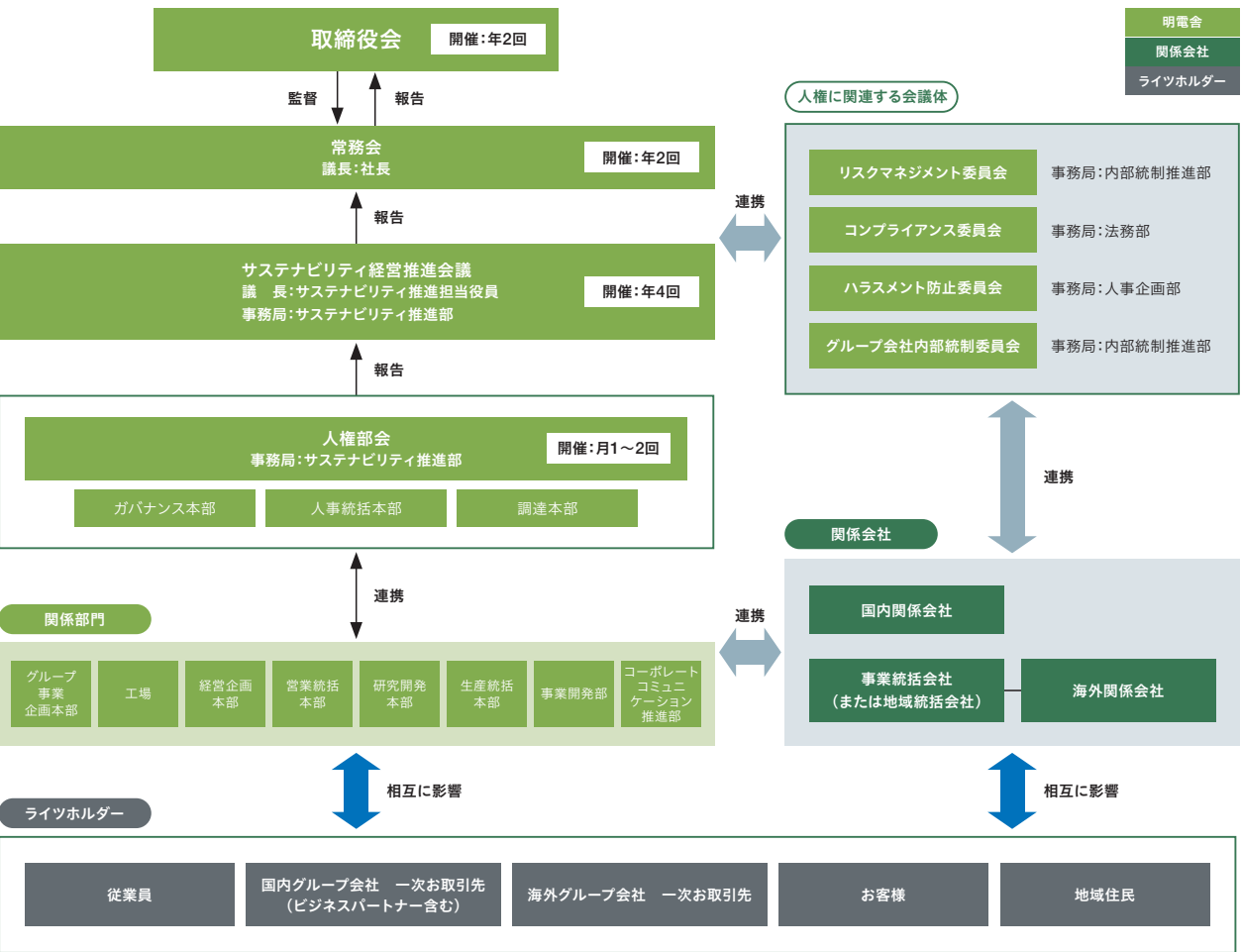
事業活動を通じて人々の幸せと持続可能な社会を実現するとともに、明電グループ企業行動規準に明示する通り、国際的な人権規範を遵守します。

明電グループ 人権方針はWebサイトをご確認ください。  
<https://meidensha.disclosure.site/ja/themes/96>

## 人権の推進体制

人権に関する取組みは、サステナビリティ経営の推進体制の中で、取締役会に年2回進捗報告を実施しています。人権デュー・ディリジェンスについては、サステナビリティ推進部、人事統括本部、ガバナンス本部、調達本部を中心とした人権部会にて実施しています。人権デュー・ディリジェンスにより特定・

評価された人権リスクについては、サステナビリティ経営推進会議でも報告する他、リスクマネジメント委員会を通じて常務会・取締役会へも報告されます。また、ハラスメントに関する事案は、コンプライアンス委員会の定例委員会で報告・監督され、その内容は経営層にも報告されています。



## 人権デュー・ディリジェンスのステップ

明電グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範に基づき、全てのステークホルダーを対象として、事業活動における人権リスクの特定・管理・予防・軽減を目的に、人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいます。これまでに、

人権デュー・ディリジェンスの取組みを4つのステップで展開し、具体的には、「STEP1. プロセスの構築」、「STEP2. セルフアセスメント」、「STEP3. リスクアセスメント」、「STEP4. インパクトアセスメント」の順に推進しています。

| STEP                                                | 内容                                                                                                                                     | ～2022年度 | 2023年度 | 2024年度           | 2025年度   | 2026年度 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|------------------|----------|--------|
| 1.プロセスの構築                                           | ●国連グローバルコンパクト加入<br>●人権方針策定、企業行動規準改定<br>●調達ガイドライン改定<br>●人権デュー・ディリジェンス体制構築<br>●人権方針策定、企業行動規準改定<br>●浸透・教育活動（研修、職場ディスカッション）<br>●詳細スケジュール決定 |         |        |                  |          |        |
| 2.セルフアセスメント<br>（人権リスクの洗い出し）                         | ●調査スコープの検討<br>●リスク棚卸<br>●影響と対策の考察                                                                                                      | 明電舎単体   |        | 国内関係会社           |          |        |
| 3.リスクアセスメント<br>（部門ごとのヒアリングを踏まえ<br>人権リスクの特定と対応策の検討）  | ●対応策の確認<br>●課題リストの作成<br>●部門ヒアリング<br>●課題の特定                                                                                             |         | 明電舎単体  | 国内関係会社           | ガイドライン作成 | 海外関係会社 |
| 4.インパクトアセスメント<br>（各ステークホルダーに対する<br>インパクトの特定と対応策の策定） | ●論点整理<br>●従業員へのアセスメントシートによる調査、分析<br>●お取引先へのアセスメントシートによる調査、分析                                                                           |         | 明電舎単体  | 国内関係会社<br>一次お取引先 |          | 海外関係会社 |

## 人権デュー・ディリジェンスプロセスの構築

2025年度は、海外関係会社への展開を見据え、関係会社が主体的に人権デュー・ディリジェンスを実施するプロセス構築に取り組みました。国際的なガイダンスを参照し、求められる事項と明電グループの現状・課題を整理し、実施手順や対応方針を

定めるガイドラインの策定、推進体制の整備を進めています。今後は、関係会社へのリスク・インパクトアセスメントを段階的に実施し、人権リスクの特定・評価と負の影響の防止・軽減につなげていきます。

## 顕著な人権課題及び対応策

リスクアセスメント及びインパクトアセスメントを通じて人権課題を抽出し、影響度を評価・マッピングした結果、リスク評価が「高」となった7つを顕著な人権課題と特定しました。今後は、これらを優先的に解決すべき課題と位置付け、深掘り調査を行い、

負の影響の防止・軽減に向けた対応を強化します。また、ステークホルダーへのインパクトアセスメントを定期的に実施して人権リスクを見直し、継続的な改善と予防を通じて、ステークホルダーの人権保護を図っていきます。

## 救済と是正

明電グループは、社内外のステークホルダーが利用できる相談・通報窓口を設置し、匿名での相談も受け付けています。通報者が不利益を被らないよう徹底し、寄せられた情報は関係委員会などが調査のうえ、必要に応じて社外機関と連携して対処

します。人権に関する影響が確認された場合は、グループ行動規準などに則り、当事者の救済と是正に取り組めます。

顕著な人権課題に対する対応策の詳細と相談窓口一覧は、Webサイトをご覧ください。  
<https://meidensha.disclosure.site/ja/themes/96>